

大阪市告示第400号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年3月30日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
学校法人育生学園	大阪市都島区都島南通二丁目2 番15号	令和8年1月1日から 令和10年12月17日まで
地方独立行政法人大阪 健康安全基盤研究所	大阪市東成区中道一丁目3番3 号	令和8年2月12日から 令和13年12月31日まで

（財政局税務部課税課）